

日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書

2017年（平成29年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、政府に対し、日本における国際的な紛争解決手段としての国際仲裁の重要性、特に国際的なビジネス紛争の解決手段として国際仲裁が主流となる傾向にあることに鑑み、日本がこれらの手段における国際紛争解決地としてより多く選定され、我が国の法曹が国際仲裁に関与する実務家としてより広く活躍できるよう、国際仲裁の実施に適した物的施設の整備、仲裁法制の整備、仲裁機関の拡充、仲裁に携わる法律実務家の確保、養成など物的・人的インフラ整備のための取組、及び民間によるこれらの取組の支援など、日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を、省庁横断的に、かつ、速やかに講じるよう求める。

第2 意見の理由及び背景

1 国際仲裁の重要性とその背景について

経済がグローバル化し、国籍の異なる企業間の紛争が増える中、紛争当事者の合意に基づいて選任された仲裁人の仲裁判断により紛争を解決する国際仲裁が、国際紛争の解決手段の主流になりつつある。

国際仲裁は、裁判と異なり、実施国を問わずほぼ同じ手続で紛争を解決することができ、条約に基づき約150か国において仲裁判断を執行することができるなど一国の裁判制度に縛られない紛争解決手段である。今後、企業間の紛争解決制度として活用される傾向が一層加速すると予想され、さらに、企業間のみならず、企業と国家、国家間の国際的な紛争の中立的な解決手段としても大いに利用されるなど、国際的な司法インフラに不可欠な制度となっている。また、国際仲裁の増加に平仄を合わせる形で、司法的な判断に代え、話し合いにより紛争を解決する国際調停のニーズも増えていると言える。

かかる国際仲裁を巡る実情に鑑みれば、日本における国際仲裁機能を充実させることは、日本企業が司法制度の未成熟な、あるいは信頼性の低い他国に進出する際、当該国での裁判所に代えて権利を実現するための重要な司法インフラとなり得る。また、日本の国際仲裁がより使いやすい制度になれば、日本への投資を検討する外国投資家の投資を促進する効果や、我が国の進める知財戦略を含む経済の成長戦略に資することも期待し得ると言える。

2 諸外国の仲裁振興、同招致活動等の実情

1で述べた国際仲裁の重要性及びニーズの高まりを受け、世界各国で、自国に国際仲裁を招致することを基とした、いわゆる「仲裁振興」策を導入する動きが見られる。とりわけ海外からの投資が増加するアジア諸国において、官民一体となって、国際仲裁に関わるハード面のインフラ（仲裁の審問設備等）とソフト面のインフラ（仲裁に関わる法制度の整備及び裁判所による仲裁の支援、地元仲裁機関の支援、人材育成等）の整備に力を入れる傾向が見られる。

こうした諸外国における仲裁振興の背景には、1で述べたように、自国における国際仲裁の強化には、外国の対内投資を促すとともに、他国での紛争解決に二の足を踏む中小企業の海外進出を後押しするなど、経済成長を国是とする多くのアジア諸国にとって、政府自らが財政支援、人材育成等を行い、その振興に積極的に関与する動機となる効果が認められるとされる。

また、企業や仲裁実務家が仲裁をより積極的・戦略的に活用する能力を強化することにより、当該国の企業、司法、法曹の国際競争力を高めるとともに、国際仲裁に関わる法制度や実務を整備し、裁判所における仲裁関連事件（仲裁権限審査、証拠調べ援助、判断取消など）の処理能力を高めることを通じて、国際仲裁実務の世界標準化に影響を及ぼすといった国家戦略があると言える。その結果、自国の国際仲裁実務が世界標準まで高められれば、当該国の企業や法曹が世界各国の仲裁を活用することが容易となり、その活動を一層拡充することが可能となる。のみならず、国際仲裁について高い能力を備えた国の仲裁実務家（仲裁人・代理人など）は、国家間仲裁、企業・投資家間の仲裁においても仲裁人、代理人を務めることを通じて、国際的な紛争解決のルールや法実務の形成に重要な役割を演じることが期待でき、そのことに照らしても、国際仲裁に関わる能力の向上は、各国にとって重要な課題となっている。

さらに、自国の国際仲裁を強化することは、当該国に対し大きな経済効果をもたらすことが期待される。例えば、世界各国から国際仲裁のヒアリング、あるいは仲裁関連の国際会議の参加者が集まり、そのことにより、当該国や都市に大きな経済効果をもたらされるとも言われている。

このような仲裁振興を背景に、アジアの各国では、国内外のユーザーを取り込んで、現に国際仲裁の新規受理件数を順調に伸ばしており、例えば2015年の同データとして、香港国際仲裁センター（HKIAC, Hong Kong International Arbitration Centre）で214件（国内仲裁案件を含めると合計271件）、シンガポール国際仲裁センター（SIAC, Singapore International

Arbitration Centre) で約 228 件 (国内及び国際仲裁案件の合計 271 件の 84%にあたる数値), 大韓商事仲裁院 (K C A B, Korean Commercial Arbitration Board) で 74 件 (国内仲裁案件を含めると合計 413 件), クアラルンプール地域仲裁センター (K L R C A, The Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration) で 18 件 (国内仲裁案件を含めると合計 113 件) と報告されている。

3 日本における国際仲裁を巡る実状と強化の必要

一方, 我が国の国際仲裁の実情に目を向けると, 仲裁機関 J C A A (一般社団法人日本商事仲裁協会) の新規受理件数は, ここ 5 年, 年間 20 件前後にとどまっている。こうした数字からも明らかのように, アジア各国が政府をあげて仲裁振興に力を入れる中, 我が国の「仲裁力」は相対的に地盤沈下が進んでいると言わざるを得ない。また, 我が国における仲裁人及び仲裁代理人の育成も関係機関の努力により着実に行われているが, 更に強化する余地がある。このような背景から, 日本企業を当事者とする国際紛争の仲裁が他国を仲裁地として行われるなど, いわば仲裁案件の国外流出が後を絶たない。

しかしながら, 1, 2 で述べたことを踏まえるなら, こうした実情を克服することは, 日本企業, 司法, 法曹がその国際的活動を伸びやかに拡充する上でも, 日本が国際的な紛争解決ルールづくりに関与する上でも, また, 日本への投資を一層促進するという観点からも, 喫緊の課題であると言える。

したがって, 我が国の国際仲裁の機能を高め, 国際仲裁を招致することは, 日本企業, 司法, 法曹のみならず, 我が国そのものの国際競争力強化にとって重要な施策であり, 具体的には, ハード・ソフト両面で, 我が国の仲裁インフラを充実させ, 国際水準にまで高め, 日本のユーザーのみならず海外のユーザーにも利用しやすい制度とすることが急務である。

このうち, ハード面では, シンガポールの Maxwell Chambers に代表される仲裁のヒアリング施設のように, 日本に拠点のない海外のユーザーの利用に耐え得る物的設備の整備等が必要となる。

一方, ソフト面では, 1985年のUNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会, United Nations Commission on International Trade Law) モデル法以降の発展 (特に, 我が国の仲裁法はUNCITRALモデル法に準拠して立法されているところ, 同モデル法の2006年版の改正を取り入れるかどうかの検討がなされていない。) を取り入れた仲裁法の整備, 日本の裁判所による仲裁支援の強化, 日本の仲裁機関の強化, 海外国際仲裁機関の日本への招致,

海外の仲裁実務家の入国審査の緩和，日本の企業や法曹に対する教育・啓発活動等が重要な柱となる。とりわけ，国際人材（留学経験者等）の活用や海外機関への派遣等を通じ，日本の仲裁実務家を早急に養成・確保すべきである。

このような施策は，官民総力をあげて行う必要があり，我が国においては経済振興，国際紛争解決等に関係する省庁が複数にわたることを考えるなら，民間の協力を受けながら，迅速な対応を進めるため，政府主導で強力に押し進める新たな体制を整備することが望ましい。

4 まとめ

以上より，意見の趣旨のとおり，当連合会は，政府に対し日本における国際仲裁機能を強化するための施策及び体制整備を，省庁横断的にかつ速やかに講じるよう求める。

以上